

8000

紙 野 案 起

極 秘

大正十一年十二月十二日起案

起案者
捺印

十二月十二日發付

發付掛
捺印

發付後起
案者捺印

提案
艦政本部長

大臣 岡

次官

參事官

副官 勝山

軍務局長

南

第一課長

經理局長

勝

第二課長

第一課長

大正十一年十二月二十六日

大臣

横(吳)鎮長官宛

軍艦天城(赤城)改造工事材料関件

其府工廠保管ノ加賀愛宕尾張(王佐高雄紀伊)校

官房機密第ノ五五號

局部	官房	軍務	人事	艦政	機務	醫務	經理	技本	造兵	教育	臨建	水路	軍令
受月日	受月日	受月日	受月日	受月日	受月日	受月日	受月日	受月日	受月日	受月日	受月日	受月日	受月日
發月日	發月日	發月日	發月日	發月日	發月日	發月日	發月日	發月日	發月日	發月日	發月日	發月日	發月日

工部省、豫算外トシテ、
豫算外道船造、材料、最長手續、第五項、豫算外トシテ、
豫算外トシテ、豫算外トシテ、豫算外トシテ、豫算外トシテ、

料ヲ運艦天城（赤城）航空母艦ニ改造ニ事及主力

艦改装ニ事ニ無償使用セシム

但、使用ニ関ス手續ハ海軍艦政本部長ヲシテ其府ニ

敵長ニ通知セシム

右訓令ニ

（終）

理由、

航空母艦改造及主力艦改装ニ事ハ、ニ事中止トナリタル

諸艦ノ材料ヲ無償使用スルコトトシ豫算切詰タルニ

依ル

0100

本艦
11.12.26
付發

人名
編綴

機密
通結
了續

番發
號送

贈本機密第五二四號

添付
圖書

淨書
者

布發
大正十一年十二月 日

橫(号)ニ敵長宛

軍艦天城(赤城)改造工事材料ニ関スル件

軍艦天城(赤城)航空母艦改造工事及主力艦改装

工事ノ所要材料ハ貴敵於テ保管中ノ加賀愛宕親

王(土佐高雄俣野)ノ材料中ヨリ無償使用ノ事ニ

於テ六月附官房校器第一七五號ヲ以テ貴村長官ハ

訓令相成ヌ處流用ニ得ルモノハ使用ニ先キ所要

品種數量表ヲ添ヘ貴部ノ承認ヲ經テ使用ノ事ニ

依取討相成度

艦政本部長 (國田)

第一部長
第五部長
第六部長

總務部長 (利根)

第一課長
第二課長
第三課長

部員

本部長

案起
十一年五月廿日

者起

右照會ス

追付使用材料代價ハ相當豫算ノ不_レ用
額トナラサルモ資金外造船造兵材料物品取扱手
續第五項ニヨル報告並ニ工事原簿ニ使用材
料ノ品名数量代價ヲ朱書スルコトヲ要スル
儀ニ付右ノ義相成度

(終)

横造半葉十一行單紙

海軍

(納原款)



0012

人名
編綴

通密
綴結
綴結

艦政本部長

- 總務部長
- 第一部長
- 第二部長
- 第三部長
- 第四部長
- 第五部長
- 第六部長
- 第七部長
- 第八部長
- 第九部長
- 第十部長
- 第十一部長
- 第十二部長
- 第十三部長
- 第十四部長
- 第十五部長
- 第十六部長
- 第十七部長
- 第十八部長
- 第十九部長
- 第二十部長
- 第二十一部長
- 第二十二部長
- 第二十三部長
- 第二十四部長
- 第二十五部長
- 第二十六部長
- 第二十七部長
- 第二十八部長
- 第二十九部長
- 第三十部長
- 第三十一部長
- 第三十二部長
- 第三十三部長
- 第三十四部長
- 第三十五部長
- 第三十六部長
- 第三十七部長
- 第三十八部長
- 第三十九部長
- 第四十部長
- 第四十一部長
- 第四十二部長
- 第四十三部長
- 第四十四部長
- 第四十五部長
- 第四十六部長
- 第四十七部長
- 第四十八部長
- 第四十九部長
- 第五十部長
- 第五十一部長
- 第五十二部長
- 第五十三部長
- 第五十四部長
- 第五十五部長
- 第五十六部長
- 第五十七部長
- 第五十八部長
- 第五十九部長
- 第六十部長
- 第六十一部長
- 第六十二部長
- 第六十三部長
- 第六十四部長
- 第六十五部長
- 第六十六部長
- 第六十七部長
- 第六十八部長
- 第六十九部長
- 第七十部長
- 第七十一部長
- 第七十二部長
- 第七十三部長
- 第七十四部長
- 第七十五部長
- 第七十六部長
- 第七十七部長
- 第七十八部長
- 第七十九部長
- 第八十部長
- 第八十一部長
- 第八十二部長
- 第八十三部長
- 第八十四部長
- 第八十五部長
- 第八十六部長
- 第八十七部長
- 第八十八部長
- 第八十九部長
- 第九十部長
- 第九十一部長
- 第九十二部長
- 第九十三部長
- 第九十四部長
- 第九十五部長
- 第九十六部長
- 第九十七部長
- 第九十八部長
- 第九十九部長
- 第一百部長

大正
年
月
日

横(号)廠長

宛

本部長

軍行天埵(赤埵)改造工事材料屬せん件

加賀急室(土佐市埵)材料中需用しはるモノハ使用ニ先々所要品種
数量表ヲ添へ寄部、承認ヲ得無煩使用差支モ之

右通知

番發
號送

紙用箋附

大正五年十二月十六日
海軍艦政本部第二部
別紙訓令様式ニ依リテ本、片消印有差支



23
11.12.07
11.12.14
五光
11.12.14
案
七年三月八日
名
起案